

社会福祉法人紫雲寺加治川福社会 行動計画

[女性の職業生活における活躍の推進]

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標と取組内容

① 目標

- ・ 常勤職員一人あたりの平均残業時間数を月3時間以内にします
- ・ 一人あたりの時間外労働の上限を20時間未満にします
- ・ 仕事と家庭の両立を図るため、健康福祉確保措置（限度時間を越えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置）を踏まえ、時間外労働分は代休を基本とします

② 取組み内容

- ・ 令和4年4月～ 仕事の優先順位や業務分担の見直し等、おこなわれている状況に応じた課題整理をするとともに、改善策を立て見直しを行う

3 女性労働者の活躍状況（令和4年3月28日現在）

- ① 労働者に占める女性の比率 74.3%（正規職員：70.3%）
- ② 平均勤続年数男女比 99.2%（女性12.01年、男性12.10年）
- ③ 月別平均残業時間数（常勤） 5.67時間（R3.4～R4.2：最長月43.2時間）
- ④ 管理職（課長以上に占める女性の比率） 80.0%